

**天皇、皇后両陛下ご来相  
被災者・尽力者激励**

天皇、皇后両陛下は5月11日相馬市を訪問され、避難所となっている中村二小体育館で避難生活を送る方々を励まされました。

135人が避難生活を続けている中村二小体育館で両陛下は、各世帯ごとのブースで一人一人に声をかけて回られました。家を流されたという女性の避難者は「両陛下にやさしく声をかけていただき、大変うれしかったです。これを糧にして、これからもがんばっていきたい」と目を潤ませていました。同小の玄関ホールで行われた尽力者おねらいでは、竹中淳一相馬警察署長、海沼敏明陸上自衛隊第13旅団長、荒忠夫相馬市消防団長、遺体安置所で地元磯部地区住民の身元確認に連日貢献した熊倉一巳相馬市議会議員を激励しました。

両陛下はそのあと、甚大な被害を受けた原釜・尾浜地区を立谷市長の説明を受けながらご視察され、被災を悼み黙礼されました。

# 税務課からのお知らせ

## 市税など口座振替 停止手続き

被災により口座振替が困難なため納付書で市税などを納付されたい方は、口座振替停止手続きを税務課窓口にて至急お手続きください。

●持参品 身分証明書・印かん（認印で結構です。通帳印ではなくても構いません）

●問い合わせ先 税務課収納係（☎372129）

## 平成23年度 市税など納期カレンダーの納期を変更します

| 税目   | 月   | 4月 | 5月                 | 6月                | 7月                    | 8月                 | 9月                | 10月               | 11月               | 12月               | 1月                | 2月                | 3月                |
|--|-----|----|--------------------|-------------------|-----------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 市県民税<br>(普通徴収)   | 変更前 |    |                    | 1期<br>11日<br>～30日 |                       | 2期<br>11日<br>～31日  |                   | 3期<br>11日<br>～31日 |                   |                   | 4期<br>11日<br>～31日 |                   |                   |
|  | 変更後 |    |                    |                   | 1期<br>7月15日<br>～8月31日 |                    |                   | 2期<br>11日<br>～31日 | 3期<br>11日<br>～30日 |                   | 4期<br>11日<br>～31日 |                   |                   |
| ◆平成23年度(平成22年度分)所得証明書の発行は7月15日以降です。<br>◆特別徴収の納期は変更ありません。 |     |    |                    |                   |                       |                    |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| 固定資産税  | 変更前 |    | 1期<br>11日～<br>5月2日 |                   |                       | 2期<br>11日～<br>8月1日 |                   |                   |                   | 3期<br>11日<br>～26日 |                   | 4期<br>11日<br>～29日 |                   |
|  | 変更後 |    |                    |                   | 1期<br>11日～<br>8月1日    |                    | 2期<br>11日<br>～30日 |                   |                   | 3期<br>11日<br>～26日 |                   | 4期<br>11日<br>～29日 |                   |
| ◆平成23年度固定資産価格などの縦覧期間は7月1日～8月1日までです。                      |     |    |                    |                   |                       |                    |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| 軽自動車税  | 変更前 |    | 全期<br>11日<br>～31日  |                   |                       |                    |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
|  | 変更後 |    |                    |                   | 全期<br>11日～<br>8月1日    |                    |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| ◆平成22年度納税証明書(車検用)の有効期限は7月31日までです。                        |     |    |                    |                   |                       |                    |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| 国民健康<br>保険税  | 変更前 |    |                    |                   | 1期<br>11日～<br>8月1日    | 2期<br>11日<br>～31日  | 3期<br>11日<br>～30日 | 4期<br>11日<br>～31日 | 5期<br>11日<br>～30日 | 6期<br>11日<br>～26日 | 7期<br>11日<br>～31日 | 8期<br>11日<br>～29日 |                   |
|  | 変更後 |    |                    |                   |                       | 1期<br>11日<br>～31日  | 2期<br>11日<br>～30日 | 3期<br>11日<br>～31日 | 4期<br>11日<br>～30日 | 5期<br>11日<br>～26日 | 6期<br>11日<br>～31日 | 7期<br>11日<br>～29日 | 8期<br>11日<br>～30日 |
| 後期高齢者<br>医療保険料   | 変更前 |    |                    |                   | 1期<br>11日<br>～31日     | 2期<br>11日<br>～30日  | 3期<br>11日<br>～31日 | 4期<br>11日<br>～30日 | 5期<br>11日<br>～26日 | 6期<br>11日<br>～31日 | 7期<br>11日<br>～29日 |                   |                   |
|  | 変更後 |    |                    |                   | 変更ありません               |                    |                   |                   |                   |                   |                   |                   |                   |
| 介護保険料  | 変更前 |    |                    |                   | 1期<br>11日～<br>8月1日    | 2期<br>11日<br>～31日  | 3期<br>11日<br>～30日 | 4期<br>11日<br>～31日 | 5期<br>11日<br>～30日 | 6期<br>11日<br>～26日 | 7期<br>11日<br>～31日 | 8期<br>11日<br>～29日 |                   |
|  | 変更後 |    |                    |                   |                       | 1期<br>11日<br>～31日  | 2期<br>11日<br>～30日 | 3期<br>11日<br>～31日 | 4期<br>11日<br>～30日 | 5期<br>11日<br>～26日 | 6期<br>11日<br>～31日 | 7期<br>11日<br>～29日 | 8期<br>11日<br>～30日 |

### ●申請・問い合わせ先

○り災証明の申請窓口 市役所3階・総務課 消防防災係（☎37-2121）

○市税等減免の申請窓口 市役所1階・税務課 市民税係（☎37-2127） 固定資産税係（☎37-2128）

※上記市税などの減免申請を受け付けています。市外、県外へ避難されている方には、現在、住民登録されている住所に納税通知書と減免申請書を同封して郵送しますので、ご家族やご親族からのご連絡をお願いします。申請方法は、申立人（本人）が減免申請書に記入のうえ税務課まで提出もしくは郵送でお送りください。

【添付書類】り災証明書（総務課で申請受付、発行）の写し。

## 東日本大震災 無料法律相談会

震災により、法律問題でお悩みの方を対象に無料法律相談を行います。どんな相談でも構いません。

どうぞお気軽にご相談ください。

- 日時 平日・14時～19時
- 場所 市役所分庁舎 第1会議室(2階)
- 主催 福島県弁護士会
- 後援 相馬市四団体協議会(司法書士会・行政書士会・土地家屋調査士会・税理士会)

※電話による相談もお受けします。(☎372206)

## 無料法律相談会

日常のお悩みに、法律的な観点から無料で相談を行います。希望する方は生活環境課まで予約してください。予約は6月1日(水)から。

- 日時 6月17日(金) 11時～14時30分
- 場所 市役所1階 市民相談室

## 行政相談

《行政相談》

- 日時 6月14日(火) 10時から12時(毎月第2火曜日)
- 場所 市民相談室(市役所1階)

《巡回行政相談所》

- 日時 6月21日(火) 10時から12時
- 場所 飯豊公民館
- ▽堀川由美子相談委員(☎352242)
- ▽齋藤充世相談委員(☎352680)

行政相談は、役所(国・

県・市)や特殊法人の仕事に関する苦情や要望についての相談に応じ、その解決をお手伝いするものです。相談は無料で、秘密は厳守します。また、時間外は相談員宅でも受け付けます。

## 市民相談

毎日(土、日、祝日を除く)、生活環境課で。

## 交通事故相談

毎週木曜日(1日と祝日を除く) 9時～17時、生活環境課内交通相談所で。

## 多重債務相談

毎日(土、日、祝日を除く)、1階市民相談室で。必要に応じて弁護士相談を受けることができます。

## 消費生活相談

訪問販売・商品トラブルなどについて。  
6月17日(金) 9時～15時、1階市民相談室で。  
時間外は相談員宅でも受付。▽須藤相談員(☎353284)

## 相談窓口・問い合わせ先

生活環境課(☎372144)

## ヘドロによる健康被害を防ぎましょう

今回の津波により、陸地に大量のヘドロが上がっています。ヘドロやがれきなどの撤去に伴う埃などによる健康被害を予防するため次の点に注意しましょう。

- ▽作業中に傷を負ったところに泥などが付着した場合は、すみやかに洗浄して消毒する。もし、深い傷で泥が取り除けない場合には、医療機関

## 子ども手当を受けている方へ

平成23年6月の子ども手当現況届(※)提出は不要です。なお、子ども手当は、平成23年4月～9月までの6ヶ月分は、これまでと同じ月額13,000円が支給されます。10月以降の手当額などについては、現在のところ未定です。10月に届出・申請などが必要になることがありますので、決まり次第、広報紙などでお知らせします。

※現況届は6月1日時点の状況を確認するため、毎年6月に必要な手続きです。

- 問い合わせ先 社会福祉課 児童家庭係(☎372204)

を受診して処置してもらおう。

▽作業に従事する場合や外出するときは、マスクを着用する。

▽作業終了後や外出先から戻ったら、服などについた埃を払ってから家に入り、手洗い、うがいをする。

- 問い合わせ先 生活環境課(☎372142)

## 休日当番医

|          |              |        |         |
|----------|--------------|--------|---------|
| 6月5日(日)  | 早川医院         | 中村字泉町  | 37-3500 |
| 6月12日(日) | 菜のはなこどもクリニック | 中村字川沼  | 36-8739 |
| 6月19日(日) | やまぐち小児科医院    | 中村一丁目  | 37-8815 |
| 6月26日(日) | 桜ヶ丘さいとう整形外科  | 中村字桜ヶ丘 | 35-1333 |

※診療時間は9:00～16:00

※救急医療病院は公立相馬総合病院(☎36-5101)  
相馬中央病院(☎36-6611)

## 休日歯科当番医

|          |             |         |         |
|----------|-------------|---------|---------|
| 6月5日(日)  | 山本歯科医院      | 中野字寺前   | 35-2853 |
| 6月12日(日) | 大沼歯科医院      | 南相馬市鹿島区 | 46-5970 |
| 6月19日(日) | わたなべ歯科クリニック | 中村字新町   | 36-2345 |
| 6月26日(日) | 木幡歯科医院      | 南相馬市鹿島区 | 46-2244 |

※診療時間は9:00～16:00

# 国民健康保険・後期高齢者医療の一部負担金免除証明書を発行します

問い合わせ先  
 保険年金課国民健康保険係 (☎372140)

今回の震災により被災された国民健康保険と後期高齢者医療の被保険者は、医療機関（薬局を含む）窓口にてその旨を申し出ると、医療費の一部負担金が6月30日まで免除されます。

7月1日からは、市または福島県後期高齢者医療広域連合が発行する一部負担金等免除証明書を医療機関に提示することによって、平成24年2月29日（入院時食事療養費などは、平成23年8月31日）まで免除が継続されます。免除証明書を提示しないと、自己負担がかかります。

次のとおり一部負担金等免除証明書を発行しますので、該当される方は、必要書類と印かんを持って市役所保険年金課に申請してください。

| 免除の理由                             | 必要書類   |
|-----------------------------------|--|
| ① 住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方       | り災証明書  |
| ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方        | ・死亡=死亡診断書（死体検案書）<br>・重篤な傷病=診断書など<br>（1ヶ月以上の治療を有する場合） |
| ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方              | 警察などに行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの                       |
| ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した方        | 税務署に提出した廃業届など<br>（詳しくは、税務署にお尋ねください。）                 |
| ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方           | 雇用保険受給資格者証など<br>（雇用保険受給中は対象となりません）                   |
| ⑥ 福島原発の避難指示地域の住民であった方             | 住民票の写し（避難指示地域に住所があったことが確認できるもの）                      |
| ⑦ 福島原発の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の住民であった方 | 住民票の写し<br>（計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に住所があったことが確認できるもの）      |

※必要書類がそろえられない方は、その旨を申し出てください。

・上表①に該当される方のうち、相馬市が発行したり災証明書（全壊・大規模半壊・半壊に限る）の交付を受けている方は、申請がなくても免除証明書を発行します。まだ、り災証明書の申請をされていない方は、お早めに申請してください。

・他の市町村から転入された方も該当します。

・住所と今いるところが異なる場合は、保険年金課に申し出てください。

・免除証明書の発行は、後日になります。

●対象者 相馬市に住所を有する国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者

受付日程 受付時間= 8時30分～17時15分

| 月 日         | 対象被災地区  |
|-------------|---|
| 6月6・7・8日    | 飯豊地区（程田、大曲、新田、柏崎、岩子、南飯淵、百機、馬場野）・日立木地区（日下石、立谷、赤木、柚木） |
| 6月9・10・13日  | 磯部地区（蒲庭、磯部）   |
| 6月14・15・16日 | 中村東部（原釜、尾浜） 中村中部（新沼）                                |
| 6月17・20日    | その他の地域  |

●受付場所 市役所保険年金課（1階市民課となり）

支払ってしまった一部負担金を返還します

一部負担金の免除対象となる方で、震災から6月30日まで、医療機関に一部負担金を支払った場合は、その額を返還しますので、保険年金課に申請してください。

## ●持参するもの

・国民健康保険▽領収書▽印かん▽世帯主の通帳  
 ・後期高齢者医療▽領収書▽印かん▽本人の通帳  
 領収書をなくされた方は、医療機関から支払い証明書を発行してもらって来てください。（発行が有料の場合があります）

## 保険証の再交付

今回の震災で被災された方が保険証をなくされた場合、保険証がなくても氏名、住所、生年月日などを医療機関に申し出れば、保険診療を受けることができますが、7月1日からは、保険証の提示が必要となります。

まだ再交付を受けていない方は、必ず本人確認ができる書類（運転免許証など）と印かんを持って保険年金課で交付を受けてください。

混雑が予想されますので、お時間に余裕をみておいてください。  
 社会保険に加入されている方は、一部負担金負担金の免除や保険証の再発行について、それぞれの事業所などにお問い合わせください。

## 県借上げ民間住宅の再募集

平成23年3月11日の震災により住居が全壊または長期にわたって居住する住家がない世帯に、福島県の民間住宅借上げ制度への申込を受け付けます。

なお、5月の募集内容から一部改正があります。改正部分は後述の線部分です。

### ●基本方針

民間賃貸住宅に入居した避難者のうち、要件をすべて満たす世帯を対象に、県が家賃を負担します。

市からの家賃補助を受けている方も県の借上げ制度の対象になります。

### ●対象世帯要件

民間賃貸住宅に入居もしくは入居を予定し、自らの資力では入居を継続することが困難である世帯。

### ●対象住宅要件

・福島県内の民間賃貸住宅で貸主および仲介業者が、県の借上げ住宅となることに了承したものであるもの

・家賃（駐車場、共益費、管理費含む）の限度額が6万円。ただし、一住戸への乳幼児を除いた入居人数が5名以上

（乳幼児がいる場合はご相談ください）の場合の限度額を9万円とします。

### ●耐震性が確認されたもの

### ●入居期間・費用

入居期間は原則1年間となります。ただし、特別の事情がある場合は最長2年間です。家賃は無料です。ただし、電気・水道・ガスなどの使用料は入居者負担です。

●特例措置により県の借上げ住宅となる以前の遡及適用  
3月11日の被災日以降、被災者が自ら民間賃貸住宅に入居し、県の借上げ住宅となるまでに負担した入居に当たつての費用と家賃などを給付の対象とし県が負担します。

### ●申込方法

入居を希望される方は、「借上げ住宅申出書」を提出してください。

### ●受付期間 6月1日（水）

### ●提出場所・問い合わせ先

市役所2階 建築課（☎372178）

## 2級ホームヘルパー養成講座受講生募集

市では、2級ホームヘルパー養成講座（前期講座）の受講生を募集します。

この講座は、介護に対する市民の理解を深めるとともに、必要な知識と技能を有する介護人材の育成を図るために実施します。

### ●実施期間 8月2日（火）

### ●11月24日（木）

●研修時間 講義52時間（通信学習30日間）、実技48時間（実技スクーリング11日間）、実習30時間（5日間）  
計130時間（46日間）

### ●募集定員 20名

※応募者多数の場合は、試験による選考を行います。

（7月15日市役所分庁舎2階第2会議室で実施予定）

### ●募集対象者

相馬市に住所を有し心身ともに健康な方で、介護サービス事業に勤務している方、勤務することが確定している方または勤務することを希望する方。

### ●受講経費

受講料（テキスト代、副教材費含む）25,000円

※交通費・昼食代・健康診断料は別途個人負担となります。

す。

### ●申込方法

所定の受講申込書にご記入の上、市役所健康福祉課に提出してください。※受講申込書は市役所健康福祉課、または市のホームページにあります。

※受講を希望するにあたっての志望の動機は、必ず記入してください。

### ●申込期限 7月8日（金）

### ●必着（期限厳守）

### ●受講生の決定

申込者全員に後日通知します。

### ●研修終了認定

全ての研修を終了された方には修了証明書などを交付します。

### ●問い合わせ先

健康福祉課 高齢福祉係（☎372174）

## 情報公開・個人情報保護実施状況の公表

平成22年度の情報公開・個人情報保護実施状況を公表します。

### 《情報公開条例に基づく

### 開示請求の状況》

●公文書開示請求件数 0件  
うち▽開示 0件▽一部開示 0件▽不開示 0件▽不服申立 0件

●任意的開示申出件数 0件  
うち▽開示 0件▽一部開示 0件

### 《個人情報保護条例に基づく

### 開示請求の状況》

●自己情報開示請求件数 1件  
うち▽開示 1件▽不服申立 0件

情報の公開や個人情報の保護に関する事務は、「相馬市情報公開条例」「相馬市個人情報保護条例」に基づいて行っています。

市民の皆様が、条例に基づき情報の開示請求をされる場合の順序は、次のとおりです。  
①市政情報コーナーで所定の様式に必要事項を記入し、情報の公開を請求

②各担当課で請求内容を確認  
③情報開示の可否について請求された方に通知  
④情報開示文書の閲覧または写しの交付

詳しくは、市政情報コーナーまでご相談ください。

### ●市政情報コーナー 企画政策課内（☎372218）

## 相続放棄に関する重要なお知らせ

このたびの東日本大震災により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、皆さんは、人が亡くなると財産や借金は自動的に相続されることをご存じでしょうか。

### ●相続放棄

人が亡くなると、相続が発生しますが、相続は手続きをしたときではなく、亡くなったときに自動的に発生します。何の手続きもしなければ、借金も自動的に相続されます。

これを防ぐ方法の一つに「相続放棄」という家庭裁判所での手続きがあります。ただし、「相続放棄」は、死亡したことを知ってから3カ月以内になければなりません(若干の例外あり)。

### ●相続放棄の期間伸長の申し立て

亡くなられた方の借金の有無も内容も分からず、すぐに相続放棄をするか決められない方もいるはずです。そのような方々が困ることがないよ

うに、「相続放棄の期間伸長の申し立て」をすることができ

ます。相続放棄の手続きを3カ月以内にできない場合、この申し立てをすることで、手続きにかかる期間を延ばすことができます。

### ●手続きの方法

家庭裁判所の窓口で、3カ月以内に期間伸長の申し立てをしてください。

### ●用意するもの

①収入印紙800円 ①1枚、②切手80円 ③3枚、③戸籍謄本(亡くなられた方、申し立てをする方) ④各1通、④住民票の除票(亡くなられた方) ①1通

### ●問い合わせ先

▽福島家庭裁判所相馬支部 (☎365141)

※必要書類は裁判所に備えてありますので、直接お越しください。

▽福島県弁護士会相馬支部 (☎364789)

## 農業委員会選挙の延期

7月に予定していた農業委員選挙は、東日本大震災により延期となりました。

●問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 (☎372192)

## 農業委員会からののお知らせ

農業委員選挙の延期に伴い、農地法関係申請書提出締切日などを次のとおり変更しましたのでお知らせいたします。

申請に関する相談は、農業委員もしくは農業委員会事務局 (☎372255) まで

●提出締切 7月1日(金)

●補正締切 7月11日(月)

●総会予定日 7月21日(木)

詳しくは農業委員会のホームページにも掲載してあります。

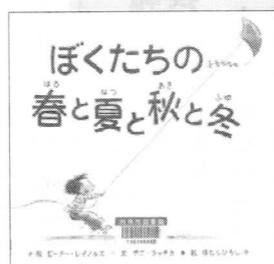
●ホームページ <http://www.city.soma.fukushima.jp/nougyou/index.html>

## 図書館あんない

### おすすめ図書



『サランヘヨ北の祖国よ』  
森村 誠一 [著]



『ぼくたちの春と夏と秋と冬』  
ボブ・ラッチカ [文]  
ピーター・レイノルズ [絵]

毎月の新しく入った図書の一覧は図書館で配布しています。また、相馬市のホームページでもご覧になれます。

### 《おはなしの部屋》

—読み聞かせと折り紙—

●日時 6月4日(土) 10時30分 テーマ＝「雨降り」

●日時 7月2日(土) 10時30分 テーマ＝「星・夏休み」

●日時 7月2日(土) 10時30分 テーマ＝「星・夏休み」

●日時 7月2日(土) 10時30分 テーマ＝「星・夏休み」

### ★ボランティア募集

おはなしの部屋では、いっしょに読み聞かせを行ってくださる、おはなしボランティアを常時募集しています。ぜひ、活動を見に来てください。

●問い合わせ先 図書館 (☎372630)

## 復興への一歩 はらがま朝市開催

「相馬はらがま朝市」は土日などに長友グラウンドで開かれ、多くの人出でにぎわっています。

主催は高橋永真さん（原釜）を代表とする「はらがま朝市NPO準備委員会」。

高橋さんらの呼びかけで原釜の水産加工業者など約30名が集まり、相馬市民に元気と活力を与えたいと活動を開始しました。

初日の5月3日、同朝市のオープニング式では代表の高橋さんから「はらがま朝市運営役員全員が被災者。しかし今日から復興に向けて一歩踏み出します。うまい米、肉、魚、野菜、昔の相馬を取り戻しましょう」とあいさつ。

つづいて立谷市長が「この試みを毎週続けて、いずれは『東北に原釜あり』という市場になっていただきたい。今日は復興の第一歩。この活動が広がるのが浜の復興の特効薬」とあいさつを述べました。

同朝市では仙台の市場から買ったイカやカレイ、小女子などが棚に並び、タラのフライやアナゴのてんぷらも揚げられ提供されました。

会場では、カニ汁や海苔汁、宇都宮のギョーザなど毎回違うメ

ニューが無料で振る舞われ、訪れた人たちの好評を博しています。週末ごとに歌謡ショーやバンド演奏などアトラクションが催され、朝市をさらに明るく盛り上げていきます。



相馬に「ハマ」の活気と笑顔が再び戻った

## 相馬市を訪問 駐日メキシコ合衆国大使

支援物資に対し、メキシコ合衆国大統領へ送った立谷市長の礼状がきっかけで、ミゲル・ルイスカバーニャス駐日メキシコ合衆国大使は5月18日、相馬市を訪問し、メキシコ政府などからの相馬市震災孤児等支援金へ継続的な協力の意向を立谷市長に伝えました。

立谷市長は、航空写真で相馬市の概要や、今回の震災の状況を説明したあと「相馬市では津波で約5千人が被災し、うち90%は助かった。消防団員が住民を避難させたおかげです。最後まで救出にあたった消防団員が子どもや家族を残して、10人も亡くなっている」と述べたあと、これまでのフィンランドなど海外メディアへの取材に対し震災孤児等支援金への協力を呼びかけてきた経緯を話し、「メキシコのみなさんにもこの勇敢な消防団の話を紹介して欲しい」と訴えました。

ルイスカバーニャス大使は「消防団の方々の英雄的な行為に我々も心を動かされた。できる限りのことをしたい。メキシコ政府から5千ドルの震災孤児支援金が送られてきました。これは最初のご支援です」と今回の訪問の目的について述べてました。

そのあとルイスカバーニャス大使は原釜地区の被災状況を視察したあと、原釜幼稚園を訪問。

同幼稚園の高橋司教諭は海外青年協力隊員としてメキシコで活躍していた経験があり、先日、メキシコ人のリアアナ・ペレス・ボカネグラさんと結婚したばかり。リアアナさんは同幼稚園で助手として幼児教育を補助しています。

子供たちの歓迎を受けたルイスカバーニャス大使は、メキシコシティーの子供たちが描いた絵を持参。園児らに色とりどりの絵を手渡しました。園児たちは、園歌で大使に応えたあと、メキシコ国旗を降りながら大使を見送りました。



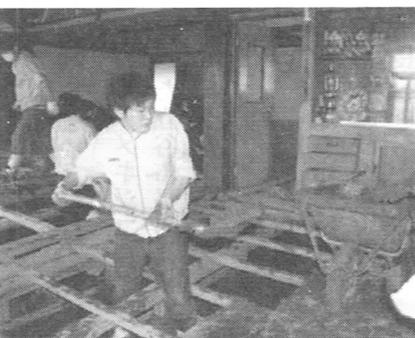
## 刈敷田応急仮設住宅 入居者へ鍵引渡し式

4月末に始まった角田東グラウンドの応急仮設住宅58戸への入居に引き続き、5月9日にも、刈敷田応急仮設住宅の入居者へ鍵引渡し式が行われました。

コミュニティセンターで行われた鍵引渡し式では、立谷市長が「新しい集落ができます。お互い思いやって、仲良く支えあっていただきたい」とあいさつ。入居者代表の小幡靖夫さんに仮設住宅の鍵などを引き渡しました。

今回の刈敷田応急仮設住宅への入居開始は72戸。

以降、角田東グラウンド、西工業団地、柚木工業団地でも入居開始が予定されています。最終的には市内1500戸の応急仮設住宅が建設されます。



同センターから派遣されたボランティアは被災住宅の泥出し、避難所でのサポート、仮設住宅への引渡し手伝い、写真の洗浄などに従事しています。

相馬市婦人会（高玉マサ会長）はこのほど、復興作業に従事する自衛隊、警察、消防団などへの感謝の気持ちを表す横断幕を作成し、5月19日、市役所へ届けました。

届けられた横断幕は2枚、幅1メートル、長さ5メートルで復興支援ありがとう!!の文字が印刷されています。

この横断幕は六号バイパスにかかる道橋（和田柴迫）に掲げられ、上り下り両側から見るができます。

被災地の子どもたちを元気づけようと、宇宙飛行士の野口聡一さんの講演会は5月14日、中村二小、中村一小で行われ、集まった児童らは熱心に耳を傾けていました。

野口さんは、宇宙で撮影した映像を流しながら、宇宙での生活や体験を紹介。

日本の夜景を宇宙から撮影した映像が映し出されると、その美しさに会場からは大きな歓声が上がりました。

講演後には質問コーナーが設けられ、普段接することのできない宇宙を身近に感じた子どもたちから次々と手が挙

## 子どもたちにエール 野口聡一さん講演

がり、「お風呂はどうしていたのですか」、「トラブルはなかったですか」など積極的に質問が出されました。野口さんは子どもたちの一つ一つの質問に丁寧に答えていました。



## 連休で県内外から ボランティア駆けつける

今年大型連休を利用した県内外からのボランティアの申し込みが増えました。50〜90人程で推移していましたが、連休2日目の4月30日、相馬市災害ボランティアセンターでは154人の活動がありました。

この日、旧相馬女子高では被災地から回収された写真の洗浄作業が進められています。群馬県の町役場職員・畑中哲哉さんは自治体職員としての勉強も兼ねて、ボランティアに参加。ネガの洗浄に力を注いでいました。「量も多く大変。人の思い出に触れ

るのは切なくなりませんが、きれいに洗えるとうれしい。子どもの写真（ネガ）があると頑張ろうという気になります」と述べていました。

## 復興支援ありがとう 婦人会、横断幕作成





## 元Jリーグ・中西さん サッカーで児童と交流

元Jリーグでスポーツジャーナリストの中西哲生さんらが中村二小を訪問し、児童を対象にサッカー教室を開催し、子どもたちに体を動かす楽しさを伝えました。

中西さんとゼビオスポーツ、市教育委員会の主催で開催され、3年生から6年生約300人が参加しました。

サッカー教室で中西さんは上空に投げたボールをキャッチするなどボールを使った運動で児童と交流しました。同小サッカーチームへも指導を行い、パスやトラップなど基本的な動きを指導し、児童らは夢の交流のひとつを過ごしました。

## 交流により笑顔が 心のふれあいサポート

チームSOSによる「心のふれあいサポート」は、4月29日から5月8日までの10日間、老人憩の家で行われ、多くの避難者が交流しました。チームSOSは、水難救助などのボランティア活動を行う全国のライフセーバー有志による団体です。

同じ境遇の被災者同士が話をすることで心的ストレスを和らげることを目的に、今回の「心のふれあいサポート」は実施されました。

市内の避難所から、多くの被災者が参加。子どもたちははつらつとした笑顔で屋外のゲームやボール遊びをして

いました。

利用者の一人は「楽しく話をして、久しぶりに子どもの笑顔を見ました。本当にありがたいです」と感想を述べていました。



## 堀下さゆりさん 中一小でミニコンサート

相馬市出身のシンガーソングライター堀下さゆりさんが5月3日、避難所となっている中村第一小学校の体育館で、ミニコンサートを開催し、避難者を激励しました。

堀下さんは「そうまさいがいエフエム」のパーソナリティーとしても活躍し、市内の生活情報などをお知らせしてきました。

パーティションで仕切られた各世帯のブースへ直接声をかけて回ったあとに始まったミニコンサートでは、堀下さんの代表曲「カゼノトオリミチ」や坂本九さんのヒット曲「上を向いて歩こう」などが披露され、避難者の心を和ませました。

堀下さんは曲の合間に相馬弁で「がんばっぺ！相馬」と呼びかけ、避難者を激励しました。

アンコールでは唱歌の「ふるさと」が披露され、避難された方々は手拍子で歌を口ずさんでいました。



## 報徳のゆかり 小田原・日光市民が相馬支援

小田原市の職員と市民が報徳のゆかりがある相馬市の復興を支えようと、5月11日から災害ボランティアに従事しています。

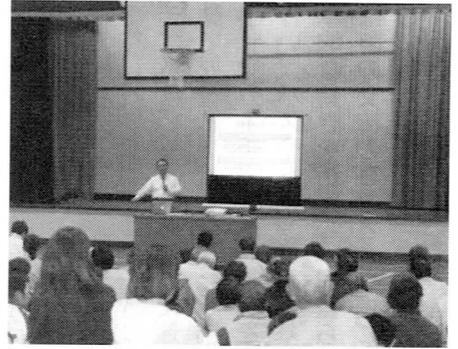
初日のこの日、市内光陽地区でがれきの撤去に従事したのは小田原市職員2名と同市民8名【写真】。同市民ボランティアは小田原市や同市社会福祉協議会の呼びかけに応じて集まりました。一週間交代で当面、6月末まで支援を続けます。

小田原市の市民ボランティア永井信幸さんは「居ても立つても居られなく、何かお手伝いできればと思っ

ていました」と参加した動機を述べていました。

二宮尊徳にゆかりのある日光市も相馬市に職員や市民ボランティアを派遣し復興を支援しています。





## 放射線への正しい理解を 放射線と健康影響説明会

東京大学医科学研究所・特任教授の上昌広氏による放射線と健康影響についての講演は5月22日、初野集会所、玉野中学校体育館で行われ、住民約120人が参加しました。

この講演は、放射線について正しく理解し、対処方法を身につけることを目的としたもの。

講演では、「放射線の影響は、体質や年齢、生活習慣などにより人によって全く異なる」ことや「現在出ている放射線は、3月の福島第一原発の爆発のときにこの地まで飛んできた放射性物質によるもの」といった基礎知識を踏まえ、「日本家屋の中では屋外

の約半分、コンクリートの建物であれば、約10分の1まで減少する」といった、受ける放射線量が屋外と屋内では大きく異なる例などが紹介され、「やみくもに放射線を恐れるのではなく、正しい知識を身につけ、行動することが大切」と、医学的な観点からの分かりやすい説明がありました。

講演後の質疑応答では、参加者から「家の窓を開けてもいいのか」などの質問が出され、上先生は地域の現状を踏まえた対処法についてアドバイスをしていました。

市では市内各地で、放射線と健康被害に関する説明会を開催します。日程は別表のとおりです。

### 説明会開催日程

| 開催日      | 開催時間   | 場所      |
|----------|--------|---------|
| 6/6 (月)  | 18時30分 | 日立木小体育館 |
| 6/20 (月) | 18時30分 | 山上小体育館  |
| 6/25 (土) | 13時    | 飯豊公民館   |
| 6/25 (土) | 16時    | はまなす館   |
| 6/26 (日) | 10時    | 東部公民館   |
| 6/26 (日) | 13時    | 八幡小体育館  |
| 6/26 (日) | 16時    | 磯部小体育館  |
| 6/27 (月) | 18時30分 | 大野小体育館  |

## 姉妹都市・大樹町こいのぼりで相馬を激励

相馬市と姉妹都市の大樹町・伏見悦夫町長は5月21日、相馬市役所を訪れ、大樹町からの震災復興支援金を立谷市長に手渡しました。

大樹町では、4月22日から5月5日まで同町国道236号の大樹橋上流で「歴舟川清流鯉のぼり」が行われました。

今年は、相馬市の復興を願い「応援しています 姉妹都市相馬市」と書かれた幅1.2メートル、高さ10メートルの垂れ幕も立てられ、こいのぼりにのせて相馬に元気が届けられました。

このイベントは、環境省の「清流日本一」に7回選ばれている歴舟川の美しさをPRするために1991年から行われているもので、大樹の春の風物詩となっています。



### 東日本大震災での死亡者数など (5月19日現在)

|                |       |
|----------------|-------|
| 相馬市民の死亡者数      | 426 人 |
| 相馬市民の行方不明者数    | 32 人  |
| 避難所の避難者数 (8カ所) | 864 人 |

### 相馬市の人口 (5月1日現在)

|     |           |           |
|-----|-----------|-----------|
| 人口  | 37,284 人  | ( - 243 ) |
| 男   | 18,121 人  | ( - 124 ) |
| 女   | 19,163 人  | ( - 119 ) |
| 世帯数 | 13,594 世帯 | ( - 50 )  |

